公 告

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 88 条第 4 項の規定に基づき、県営土地改良事業(たん水防除事業 新天白地区)の変更後の土地改良事業の計画の概要につき田原市長と協議したいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条の2 第 8 項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和7年12月17日 までに田原市長に意見書を提出してください。

令和7年11月19日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 書類の名称
 土地改良事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間 令和7年11月19日(水)から令和7年12月17日(水)まで
- 3 縦覧の場所田原市役所
- 4 意見書の提出方法書面にて直接田原市役所へ提出